

第5期岩手県障がい福祉計画に係る令和2年度上半期実績について

岩手県障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の規定により、本県の障がい福祉サービスの提供体制の整備や確保整備等について定めているものです。

岩手県障がい福祉計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）の最終年にあたる令和2年度上半期実績の概要は以下のとおりです。

1 障がい福祉サービス計画指標について

本計画の障がい福祉サービスに係る指標30のうち、障がい福祉サービスの提供に係る指標25の上半期実績（※）について、約5割（12指標）がC又はD評価となっています。

※ 令和2年4月～令和2年9月までの1か月あたりの平均利用実績

<計画指標>

達成度	第5期 令和元年度 6 (24.0%)	第5期 令和2年度上半期 6 (24.0%)
A : 進んでいる (100%以上)	<ul style="list-style-type: none"> ○自立訓練（生活訓練）（人・人日） ○就労継続支援（B型）（人） ○療養介護（人） ○施設入所支援（人） ○計画相談支援（人） ○医療型児童入所支援（人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○自立訓練（生活訓練）（人・人日） ○就労継続支援（B型）（人・人日） ○療養介護（人） ○施設入所支援（人） ○計画相談支援（人） ○医療型児童入所支援（人）
B : やや進ん でいる (80%～99%)	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括支援（人・時間） ○生活介護（人・人日） ○就労継続支援（A型）（人日） ○就労定着支援（人）※ ○短期入所（福祉型）（人・人日）※ ○短期入所（医療型）（人・人日）※ ○共同生活援助（人） ○児童発達支援（人・人日） ○放課後等デイサービス（人・人日） ○障害児相談支援（人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括支援（人・時間） ○生活介護（人・人日） ○就労定着支援（人）※ ○共同生活援助（人） ○児童発達支援（人・人日） ○放課後等デイサービス（人・人日） ○障害児相談支援（人）
C : 進んでい ない (60%～79%)	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援（人・人日） ○保育所等訪問支援（人） ○福祉型児童入所施設（人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援（人・人日） ○就労継続支援（A型）（人・人日） ○短期入所（福祉型）（人・人日）※ ○保育所等訪問支援（人） ○福祉型障害児入所施設（人）

達成度	第5期 令和元年度	第5期 令和2年度上半期
D： 著しく進 んでいない (60%未満)	6 (24.0%) ○自立訓練（機能訓練）（人・人日） ○自立生活援助（人）※ ○地域移行支援（人） ○地域定着支援（人） ○医療型児童発達支援（人・人日） ○居宅訪問型児童発達支援（人・人日）※	7 (28.0%) ○自立訓練（機能訓練）（人・人日） ○短期入所（医療型）（人・人日）※ ○自立生活援助（人）※ ○地域移行支援（人） ○地域定着支援（人） ○医療型児童発達支援（人・人日） ○居宅訪問型児童発達支援（人・人日）※

※ 本計画から追加（整理）された指標

※ 下線については、達成度の変動があった指標

2 令和2年度上半期の実績について

- 令和元年度に比べて短期入所（福祉型・医療型）や就労継続支援A型の利用が減り、見込量に対する達成度も落ちています。

上半期の実績については、新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言下において、事業所が一定期間通所サービスの利用に制限をかけたり、利用者によっては、感染防止のために自らサービスの利用を控えたりすることが見られる等、特殊な背景があり、単純に前年度と比較し、増減の理由や目標の達成率を評価することが難しくなっています。

しかし、そういった状況下においても達成度において変動があったものは少ないことから、利用者にとって必要なサービスの提供は維持されていると考えられます。

3 今後の対応

適正なサービスの確保、整備を促進するため、市町村において制度周知を図るほか、自立支援協議会等で地域ニーズの把握や関係機関との情報共有を図ります。

また、県においても、自立支援協議会で地域ニーズについて情報共有を図るほか、施設整備費補助の活用などの支援を行います。

併せて、新型コロナウイルス感染症については、十分な感染防止対策を取りながら、利用者に必要なサービスが提供されるよう事業所に対し助言や支援を行います。

なお、次期計画については、令和3年度から令和5年度の期間となり、国の指針に沿って策定中ですが、これまでの実績などを踏まえた指標を設定するよう市町村と連携を図りながら取り組んでいます。

〈参考〉

令和2年度 補助事業による施設整備状況		
・ 共同生活援助	創設	1か所
・ 〃	スプリンクラー整備	1か所
・ 就労継続支援B型	創設	2か所